

**札幌市公園及び街路樹等総合維持管理業務**

**特記仕様書（南区共通）**

**令和8年度版**

**札幌市南区土木部**

# 札幌市公園及び街路樹等総合維持管理業務

## 特記仕様書（南区共通）

### 目次

1. 一般	-----
3	
2. 管理	-----
4	
3. 施設管理（公園・街路樹共通編）	-----
6	
3-1. 公園編	-----
8	
3-2. 街路樹編	-----
17	
4. 様式	-----
19	

# 1. 一般

## 1. 施工上の義務等

- (1) 受託者は、施行する業務の内容に応じ、現場代理人及び施工現場における施工の技術上の管理をつかさどる者を定め、これに従事させなければならない。
- (2) 受託者は、現場代理人等を定めた時は、その旨を別紙様式により担当職員へ届け出なければならない。これを変更する場合も同様とする。
- (3) 作業に使用する車両には、見えやすい箇所にJV名や業務名が記載された掲示板を設置すること。道路上にて作業を実施する際は、道路使用許可証を掲示すること。また、当業務以外で車両を使用する際は、掲示板を外すこと。

## 2. 監督等

- (1) 担当職員は、適正な業務の遂行を図るため、受託者に対して常に応じた監督を行い、契約の履行を確保するものとする。
- (2) 受託者は担当職員の監督を受け、担当職員から業務改善命令等がなされた場合は、その補正等の措置を行なうこと。

## 3. 施工管理一般

- (1) 業務を実施するに当たり、本業務の設計書、公園維持管理台帳、街路樹維持管理台帳、仕様書等の確認を実施すること。内容に疑義がある場合は、担当職員に確認して指示を受けること。
- (2) 業務内で実施した作業に関して、実施日・作業内容・数量について担当職員に報告すること。また、月別に集計して金額を報告すること。
- (3) 設計変更の対象となる場合は、作業内容・数量を集計し担当職員と協議すること。
- (4) 作業の実施により公園維持管理台帳及び街路樹維持管理台帳に変更が生じた際は、担当職員に報告すること。

## 4. 用具及び消耗品、支給品

- (1) 業務を遂行するために必要な用具及び消耗品は、別途定めるものを除き、受託者が負担すること。
- (2) 支給品を使用する場合は、事前に担当職員に報告し、使用数量を週報に記載し、業務完了時に精算を行うこと。
- (3) 支給品を保管場所から持ち出す際には、品名・数量・日付が分かるよう写真を撮影し各期の検査時に提出すること。

## 5. 使用する仕様書等

- (1) 業務の施工は、業務内容により下記の仕様書等に基づき実施すること。内容に疑義がある場合は、担当職員に確認して指示を受けること。
  - 札幌市公園及び街路樹等総合維持管理業務仕様書（以下、札総仕とする）
  - 特記仕様書（南区共通）
  - 札幌市土木工事共通仕様書（以下、札土仕とする）
  - 札幌市土木工事標準設計図集（以下、札土標とする）
  - 札幌市造園工事標準図（以下、札造標とする）

## 2. 管理

### 1. 安全管理

- (1) 作業員は作業に適した保護具を身に着けること。
- (2) 道路上作業を実施する際は、作業区域内及び周辺に保安施設の設置や交通誘導警備員を配置し、危険防止に努めること。その内容について、実施状況の写真を各期の検査時に提出すること。
- (3) 歩行者や自転車の通行時には、交通誘導警備員または作業員により通行の安全を確保すること。
- (4) 高所作業を実施する場合は、安全帯等を着用し転落防止措置を必ず講じること。梯子や脚立を使用する際は、転倒防止措置を講じること。
- (5) 剪定や伐採等の高所作業時に、剪定枝や伐採枝を下方に落とす場合は、周辺の状況を確認し安全が確認されてから実施すること。
- (6) 現場の状況等により、交通誘導警備員数に増減が生じた場合は双方で協議し、後日配置の報告書等を担当職員に提出すること。
- (7) 剪定や伐採等の作業時は、労働安全衛生規則等の諸法令を順守すること。また、作業員への安全管理教育を実施すること。
- (8) 北電やNTTの架空線付近で剪定や伐採等の作業を実施する際は、切断及び破損しないよう十分注意すること。
- (9) 剪定などの維持管理作業を行う場合は、事前にハチの巣の有無を確認してから実施すること。特に、事前目視確認が極めて困難である生垣や寄植の刈込、トラフ蓋の取り外し作業等を行う場合は、長い棒などを用いて確認するなど十分注意したうえで作業を行うこと。

### 2. 建設副産物の取扱い

建設副産物（建設発生土・建設廃棄物）の処理にあたっては、仕様書に規定する事項のほか、次によるものとする。

- (1) 当該業務等で発生する建設副産物の処理方法、処理施設等の処理条件は下記の通りとする。なお、変更が生じた場合は、担当職員と協議すること。  
①風倒木・剪定枝・刈草等については、下記処理施設へ搬出すること。  
ただし、風倒木・剪定枝の搬出は札総仕に記載の道央地区未利用バイオマス供給協議会を優先すること。その場合、担当職員が指定する場所を一時堆積場とし、搬出先との調整及び現場整備は年度毎に各地区持ち回りで行うこと（R8南地区→R9北地区→R10中地区）。最終搬出は10月末までとし、搬出後清掃を行うこと。

処理施設名		処理施設の所在地	受入条件等
再生	城東運輸(株)	北) 拓北6番692 TEL782-	<ul style="list-style-type: none"><li>・幹と枝は分離し、幹は2.4m以下</li><li>・受入条件等については、確認を要する。</li></ul> <p>※燃料チップ</p>
中間焼却	発寒清掃工場	西) 発寒15条14丁目 2-30 TEL667-5311	<ul style="list-style-type: none"><li>・最大辺が50cm以下のもの(セメント付着、タル・CCA防腐剤類塗布物は不可)</li></ul>
	駒岡清掃工場	南) 真駒内602-30 TEL582-9733	

	白石清掃工場	白) 東米里2170-1 TEL876-1710	
中間 間 破 碎	発寒清掃工場	西) 発寒15条14丁目 2-30 TEL667-5311	<ul style="list-style-type: none"> <li>・最大辺が0.5m～2.0m以下のもの(セメント付着、タル・CCA防腐剤類塗布物は不可)</li> <li>・剪定枝も受け入れ可能(一週間以上、乾燥させること)</li> </ul>
	篠路清掃工場	北) 篠路町福移153 TEL791-2516	
	駒岡破碎工場	南) 真駒内602-30 TEL582-9733	

②金属くずについては、南区土木センター（南区南31条西8丁目2-5）に搬出すること。

③建設発生土が生じた場合は、小規模な場合は現場内流用を基本とする。ただし、土量が多いなど、現場内流用が困難と判断される場合については、担当職員と協議のうえ、運搬先となる処理施設等を決定すること。

④その他の建設副産物（建設廃棄物）の処理方法については、担当職員と協議のうえ、運搬先となる処理施設等を決定すること。

- (2) 建設副産物を運搬する際は、過積載とならないよう注意し、積載物の飛散防止措置を確実に実施すること。また、各施設への搬入状況の写真を各期の検査時に提出すること。
- (3) 産業廃棄物を運搬する際は、車両の両側面に表示を行うこと。（廃棄物の処理および清掃に関する法律施行令の改正に伴う義務）
- (4) 巡回等により不法投棄物（自転車・家電製品・タイヤ・大型ごみ・その他処理が困難なもの）を見つかった場合は、担当職員と確認・協議のうえ、南区土木センター（南区南31条西8丁目2-5）に搬入すること。
- (5) 「第4次札幌市みどりの基本計画」に基づき積極的な環境負荷の低減に取り組んでおり、緑のリサイクル運動の一環として、「落ち葉の市民配布（腐葉土づくり）」に取り組んでいるところである。市民配布用落葉ヤード設置箇所については、積極的に落葉を集積すること。

### 3. 施設管理（公園・街路樹共通編）

#### 1. 清掃

公園については、公園維持管理台帳に示す指定回数のとおりとし、管理形態（町内会等委託の有無）や樹木量などにより異なるので注意すること。  
街路樹については、年2回を基本とし、街路樹維持管理台帳に示した回数とする。なお、施行計画書に予定実施時期を明記のうえ、事前に担当職員と協議すること。

#### 2. 草刈

公園については、公園維持管理台帳に示す指定回数のとおりとし、管理形態（町内会等委託の有無）や施設内容（少年野球場等）等により異なるものの、年3回（集草有り）又は年5回（集草なし）を基本とする。

年3回の公園（区域）については、1回目（6月30日までに終了）、2回目（8月5日までに終了）、3回目（9月30日までに終了）を基本とし、担当職員と協議のうえ決定すること。なお、施行計画書に予定実施時期を明記のうえ、事前に担当職員と協議すること。

街路樹については、年2回を基本とし、街路樹維持管理台帳に示した回数とする。なお、施行計画書に予定実施時期を明記のうえ、事前に担当職員と協議すること。

#### 3. 生垣刈込・寄植刈込

- (1) 枝の密生した個所は、中すかしを実施すること。ただし、原形を十分考慮し、樹冠周縁の小枝で輪郭線を作りながら刈り込むこと。
- (2) 枝・幹が密植しそぎるもの及び古くなったものは、切り戻しを実施すること。

#### 4. 支柱管理

- (1) 支柱取付とは、樹木植栽に使用するものである。札造標に基づき作業すること。
- (2) 支柱補修とは、支柱を原形に復旧するものである。札造標に基づき作業すること。
- (3) 支柱結束とは、古いしゅろ繩、杉皮を取り除いて結束をし直すものである。札造標に基づき作業すること。
- (4) 樹木の幹が成長してしゅろ繩がくい込んでいる場合は結束をし直すこと。ただし、支柱が不要と判断される場合や腐朽している場合は速やかに撤去すること。結束部の杉皮等も除去すること。

#### 5. カラス対応

カラスの巣の撤去については、原則実施しないこととしている。主に巣立ち時期に発生する威嚇行動については、注意看板による市民周知（危険回避措置）や市民に対してカラスの習性や生態等を説明することが基本となるので、「カラスと共に存するまちを目指して（南区土木部）」パンフレットを用いるなどして、事前に業務従事者に対して周知しておくこと。なお、巣から落下した子ガラスについては「札幌市環境局環境都市推進部環境共生担当課（TEL211-2879）」発注による専門業者が捕獲することとなっているが、緊急を要する場合は、担当職員と協

議して対応すること。

## 3－1 公園編

### 1. 公園維持管理作業

対象箇所及び実施回数等については、公園維持管理台帳（数量調書）に示された内容とする。なお、指定回数を実施できない場合は、事前に担当職員と協議すること。

### 2. 公園樹木剪定

剪定の樹形・実施時期等については、担当職員と立会して指示を受けること。  
担当職員から別途指示がない場合は、街路樹剪定技術指針 平成28年12月みどりの推進部編によるものとする。

### 3. 砂場管理

- (1) 砂場整正は全ての砂場において5月中旬までに実施することを基本とする。  
掘り起しの深さは20cmとし、十分に攪拌させながら、砂の中にあるゴミやガラスの破片・石・動物の糞等を入念に除去すること。
- (2) 春の砂場整正に併せて、砂が不足していないか（砂場枠の天端から10cm下がりを標準とする）を確認し、不足している場合には、担当職員へ報告・承諾を得た後、購入砂の補充を行うこと。
- (3) 砂はコンクリート用洗い砂とし、補給前に砂場清掃を実施すること。
- (4) 砂撤去は原則行わないものとするが、除去が困難な量の危険なガラス片が混入した場合など、担当職員から指示があった場合に限り実施することとする。なお、公園巡視等により、このような危険な状況を確認した場合には、直ちに報告すること。

### 4. 野球場・サッカー場整備

- (1) 融雪後、下記公園の少年野球場、少年サッカー場の路面を不陸整正すること。
- (2) 整正の際、流出などによって砂や土が不足している場合には、不足（補充）量及び材について、担当職員へ報告・承諾を得た後、購入土を補充のうえ、均一に均すこと。
- (3) 野球場については、一般利用ならびに少年野球等のため、補充用として黒土・赤土・砂などを野球場横に堆積しておくこと。

地区名	公園名	種類	面数
中地区	藻岩下公園	少年野球場	1
	南沢スワン公園	少年野球場	1
	南こども公園	少年野球場	1
	豊平川緑地	少年野球場	1
	豊平川緑地（石山大橋～藻南橋）	サッカー場	1
南地区	石山北公園	少年野球場	1
		サッカー場	1
	石山東公園	少年野球場	1
	藤が丘高台公園	少年野球場	1
	藤野東公園	少年野球場	1
	真駒内川緑地（石山）	少年野球場	1

## 5. 樹木・施設冬囲い設置・撤去

- (1) 冬囲い設置は11月末から12月中旬まで、撤去は4月中に終了させることを基本とし、必要に応じて「冬囲い（設置・撤去）報告書（様式43）」にて報告すること。
- (2) 施設の冬囲いを撤去する際は、目視に加えて、実際に使用して異常が無いか簡易な点検を行い、問題が無いことを確認してから撤去すること。
- (3) 施設に破損・異常がある場合は、担当職員に速やかに報告し、使用禁止措置を実施するとともに、後日、状況写真を提出すること。
- (4) ターザンロープ・レールランナー等の滑走系遊具は、動かないように支柱等にワイヤーで縛りつけ南京錠で固定すること。
- (5) チューブスライダーの入口は、入ることが出来ないように板等でふさぎ、外れないように固定すること。
- (6) 水飲み台については、むしろ又はブルーシート等でカランを固定すること。冬期間の水道の凍結防止のため、水道メーターや散水栓の水落としは確実に実施することとし、写真を撮影しておくこと。
- (7) 下表公園のテニスコートについては、下記に注意の上、施設利用開始及び閉鎖に伴うテニスコートネットの設置・撤去を行なうこと。
  - ・ 保管場所は藻南公園倉庫とする。
  - ・ テニス審判台は、支障にならない場所へ移動すること。
  - ・ 設置状況が安全かつ不具合が無いよう、確認点検すること。
  - ・ 開放前に水切り用具2本が常備されているかを確認し、破損等があれば交換すること。用具は支給する。
  - ・ 開放時にはテニスコート内の清掃を入念に実施し、プレーに支障がない状態に整備すること。

地区名	公園名	種類	面数
北地区	真駒内五輪記念公園		2
中地区	豊平川緑地		3
南地区	藤野公園	(無料)	1
	石山北公園	テニスコート	1
	石山東公園		1
	真駒内川緑地(石山)		1

- (8) 下表公園のサッカーゴールについては、下記に注意の上、施設利用開始及び閉鎖に伴い、ゴールの設置・撤去を行なうこと。
  - ・ 撤去の際は支障にならない場所へ移動すること。
  - ・ 設置状況が安全かつ不具合が無いよう、確認点検すること。

地区名	公園名	種類	ゴール数
南地区	石山北公園		2
	藤ヶ丘高台公園	サッカーゴール	1

※なお、豊平川緑地については冬期間雪堆積場として利用しているため、R7年度より雪堆積場業務（維持係）でサッカーゴールの設置・撤去作業を行うこととなった。

- (9) 下表公園の施設については、雪害及び事故防止等のため、施設の特殊対応を行うこととする。

地区名	公園名	作業内容
北地区	澄川あさひ台公園	手摺横ビーム設置撤去
	エドウィン・ダン記念公園	そり遊び禁止の注意看板設置撤去
中地区	豊平川緑地(五輪橋パークゴルフ場)	防球ネット(高)及び看板類冬囲い設置撤去、管理団体使用資材準備搬入等
	豊平川緑地(川沿南)	大型花壇(2箇所)人力除草・人力床掘
	川沿公園	自然林側ネット設置撤去(120m)
	中ノ沢かえで公園	飛び出し防止ネット設置撤去(25m)
	南沢スワン公園	熊対策用柵刈り(460m <sup>2</sup> )
	川沿たんぽぽ公園	急傾斜(フェンス外 作業困難箇所)除伐
南地区	藤野東公園	ネット遊具ネット設置撤去
	藤野むくどり公園	手摺破損防止養生(木製角材)設置撤去及び噴水養生
	藤野こぶし公園	ネット柵の設置撤去(公園内仮置)
	三笠緑地	スキー場開設(パークゴルフ場閉鎖)に伴うパークゴルフ場関連施設や安全柵等の設置撤去

※ 上記のほか、冬期間、公園への雪入れ及び積雪により破損の恐れのある公園施設がある場合は、担当職員と協議すること。

## 6. 人力除雪

町内会管理の公園を含む公園緑地等に設置されている四阿や、藤棚等、ダッグアウトシェルターの雪降ろしを行うものとする。これは、過大な積雪による施設の倒壊を防ぐこと、また、落雪による事故を防止するために行うものである。実施時期については、雪質によって異なるが実施目安の積雪高さは、50cm以上の場合であり協議により決定する（期間中1回・その他別途指示時）。作業に際しては、利用者の安全に配慮し、適宜安全施設を配置することとし、降ろした雪により危険な状態にならないように確認したうえで開放すること。

## 7. 公園トイレ前除雪

利用者の利便を図ることを目的とし、積雪状況に応じて年1回程度、公園入口から冬期開放トイレ前までの通路を、幅50cm深さ50cm程度で除雪を行う。

地区名	公園名	棟数
北地区	上町公園	1
	泉町公園	1
	真駒内第1公園	1
	千秋公園	1
	エドウィン・ダン記念公園	1
	真駒内曙公園	1
	真駒内五輪記念公園	1
中地区	南こども公園	1
	藻岩下公園	1
南地区	藤野公園	1
	石山北公園	1

## 8. 遊水路及び噴水等管理

### (1) 遊水路・噴水等施設

稼働開始2週間前までに、開放期間と使用時間等のお知らせを掲示すること。また、条例等で定められてはいないが、衛生管理上、ペット等の動物は利用できないものとする。

地区名	公園名	種別	ランク	常駐管理	詰所設置	設備点検
北地区	真駒内曙公園	遊水路 (用水路)	A(期間中)	○	○	
			B(期間外)			
南地区	澄川サニー公園	遊水路	A	○	○	○
	藤野みどり公園	遊水路	A	○	○	○
	石山ふれあい公園	噴水池	B			○
	藤野むくどり公園	噴水	B			○

### (2) 遊水路・噴水等給水設備点検

開始前に（澄川サニー公園、藤野みどり公園、石山ふれあい公園、藤野むくどり公園）の遊水路・噴水施設について、電気設備、機械設備の下記の点検を行い、設備点検報告書を作成すること。また、修理を要するものについては早急に監督員に報告すること。また、閉鎖時には確実に水抜き等の作業を行うこと。

- ・噴水・遊水路のポンプほか各電気部品の絶縁測定を行なう。
- ・制御盤等の動作を確認する。
- ・制御盤等の端子の継付など、正常に作動するように整備する。
- ・運転調整を行う。

### (3) 遊水路等監視・清掃

■ Aランク施設（真駒内曙公園（下記開設期間中）及び澄川サニー公園、藤野みどり公園）の遊水路等の施設について、監視・清掃を行うこと。

- ・開設期間は7月12日から8月30日、開放時間は10:00から16:00までとする（計50日間）。
- ・期間中、担当職員を1名配置すること。
- ・利用者への指導・整理を行なうこと。
- ・受託者は利用人数を別紙日報により週報とともに提出すること。
- ・遊水路は10時使用開始を目途に作業を行なうこと。

準備・清掃 9:00 ~ 10:00

開放時間 10:00 ~ 16:00

清掃・後片づけ 16:00 ~ 17:00

- ・遊水路内及びその周辺には、ゴミ・石ころ・ガラスの破片等の危険なものや動物の糞が無いよう十分注意し、高圧洗浄機・ホーキ・デッキブラシ・洗剤等を用いながら清掃し、安全で衛生的な状態の確保に努めること。
- ・水量の調節や補給水を行い、適正な水面管理を行うこと。
- ・機械の操作にはマニュアルを熟知し作業にあたること。（常備）
- ・残留塩素濃度を基準値に保つ為、午前・午後各1回点検し、塩素剤を補充すること。
- ・施設の故障または異常があった場合は、応急処置を行い、その状況を速やかに担当職員に報告し指示を受けること。利用者がいる場合は、安全な場所へ誘導すること。作業中は立入禁止等の対策を講じること。
- ・閉鎖の際には、遊水路の設備・機器等から水が抜けたことを確認すること。

と。

- ・天候等により開放時期の変更もありうるため、これに対応出来る準備・体制を整えること。
- ・期間中、 $2.3 \times 3.0$ m程度の監視用詰所（仮設ハウス）を設置すること。
- ・詰所には、応急処置に使用する用品（救急箱等）を備えることとし、応急処置に要する空間を確保すること。
- ・設置期間中の清掃及び施錠は必ず実施すること。
- ・詰所及び周辺を良好に管理し、熱中症対策を行うこと。

#### ■ Bランク施設（石山ふれあい公園）の噴水池について、巡視・清掃を行うこと。

- ・開設期間及び開放時間は、上記Aランク施設と同一とする（計50日間）。
- ・Aランク施設とは異なり常駐管理は行わない（詰所設置は無い）ものの、開設期間中は、1日2回点検し、週に2回を目安に水取替え・清掃を実施すること。
- ・点検及び清掃基準については、上記Aランク施設に準ずるものとする。

#### ■ Bランク施設（藤野むくどり公園）の噴水について、巡視・清掃を行うこと。

- ・開設期間は6月1日から9月30日、開放時間は10:00から17:00までとする（計122日間）。
- ・Aランク施設とは異なり常駐管理は行わない（詰所設置も無い）ものの、開設期間中は、1日2回点検し、週に2回を目安に水取替え・清掃を実施すること。
- ・点検及び清掃基準については、上記Aランク施設に準ずるものとする。

#### ■ 真駒内曙公園は、園内を流れる真駒内用水を遊水路として利活用している形態であることから、上記Aランク施設と定めた開放期間外も園内に用水が流入し続けている。遊水路期間外の立入禁止措置がとれない形状であることから、下記期間については、通常の公園清掃に加えて、Bランク施設に準じて巡視・清掃を行うこと。

- ・4月末から11月末までの真駒内用水路流入期間のうち、上記Aランク施設と定めた開放期間を除いた期間とする。
- ・監督員と実施日を協議のうえ、2週に1回、1時間／回を目安として、遊水路の巡視・点検を行うこと。
- ・点検及び清掃内容については、上記Aランク施設に準ずるものとする。

### 9. 落葉ヤード

- (1) 落葉ヤード内及び周辺には、ゴミ・石ころ・ガラスの破片等の危険なものや動物の糞が無いよう十分注意し、安全で衛生的な状態の確保に努めること。
- (2) 落葉ヤードへ搬入する際は、上記ゴミ等の混入が無いように注意すること。
- (3) 落葉の収集及び搬入時期、搬入する落ち葉ヤードの箇所については、担当職員の指示によること。
- (4) 落葉切返しの実施回数及び実施時期は、担当職員からの指示によること。

## 10. 照明灯修繕

- (1) 仕様及び使用部品は、札土仕、札造標によること。
- (2) 架空配線で10A以下の使用時は、自動点滅器を北電柱に取り付けるが、この場合、自動点滅器は北海道電力株の支給品となるので注意すること。
- (3) LED灯具（又はLEDライトバルブ）を設置した場合は、LED灯具等の使用電力に応じて、北海道電力との契約の変更手続きを行うとともに、担当者に対して「電気使用申込書（工事会社様控）」の写しを提出すること。

## 11. 公園施設巡視点検

- (1) 札総仕（公園編）のとおりであるが、点検結果については必要に応じて、別紙（様式41）により担当職員に提出すること。
- (2) 巡視点検以外で、荒天・警報発令等により担当職員から指示のあった場合は、速やかに巡視点検を実施し、その結果を別紙様式により担当職員に提出すること。なお、緊急点検を実施する箇所については、担当職員より指示を受けること。
- (3) 巡視点検の報告書に添付する写真管理基準は下記とする。なお、公園名及び巡視日が確認できるよう撮影すること。

### ■公園施設巡視点検

- ・異常箇所及び危険箇所がある場合は全公園、該当箇所
  - ・異常等が無い場合は5公園毎に1箇所、園名板もしくは公園全景
- (4) 通常の維持管理作業中においても、巡視点検チェックリスト（様式42）を意識し、異常がないかを確認しながら作業に当たること。
  - (5) 公園維持管理台帳のとおり全公園（地域のみどり等を含む）を対象に、順次点検を行うこと。実施時期は下記のスケジュール（イメージ）を基本とし、担当者と協議のうえ決定すること。なお、草刈等の通常維持管理作業時を含めて、月1回程度の巡視が継続的に行われることが基本となる。

	業者委託	町内会等委託	主たる作業
3月(15～31日)	○	○	
4月	春清掃	春清掃	春清掃
5月	清掃等	○	
6月	草刈・清掃等	○	草刈（1回目）
7月	草刈・清掃等	トラフ清掃等	草刈（2回目）
8月	○	○	法定点検
9月	草刈・清掃等	生垣刈込等	草刈（3回目）
10月	清掃等	○	
11月	秋清掃	○	秋清掃
12月	○	○	
1月	○	○	
2月	○	○	
巡視点検	5回程度	9回程度	

- (6) 冬期間（昼間）は、公園内の積雪・雪入れ状況（特にコンビネーション遊具・照明灯周辺・四阿）や雪入れ等による施設の被害（懸念）状況等を確認すること。
- (7) 担当職員と協議の上、指示があった場合には、施設等の点検を行うこと。

## 12. (北地区) エドワイン・ダン記念館定期清掃等

エドワイン・ダン記念公園内にある記念館について、清掃と冬期間の除雪を行う。

### (1) 営業期間

夏期 開館日：4月1日～10月31日

休館日：水曜日

冬期 開館日：11月1日～3月31日

休館日：月・火・水・木曜日（金・土・日のみ開館）

年末年始休館日：12月28日～1月3日

開館時間 午前9：30から午後4時30分

### (2) 業務内容

#### ①記念館内の清掃

- ・館内のワックス掛けを含む大規模清掃を行うこと。
- ・記念館清掃は年間1回とし、実施日は休館日を原則とし担当職員の指示によること。作業員3名/回（全日）により実施する。
- ・館内は常に清潔を保つよう適宜必要な清掃を行うこと。
- ・記念館の高所窓拭き清掃や建物周辺についても清掃を行うこと。
- ・照明施設の点検（支給する電球交換等）も適宜実施すること。

#### ②記念館周辺除雪

- ・玄関口周辺の除雪を適時行い、来館者の利便性向上に努めること。
- ・屋根からの落雪による窓ガラス破損等を防ぐために、落ちた雪の除去を行うこと。

## 13. (北地区) 澄川パークゴルフ場管理

雪対策室（及び南区土木部維持管理課維持係）からの受託事業として、「澄川雪堆積場」用地を、夏場に澄川パークゴルフ場として市民開放している。利用者が快適に利用できるように張芝・草刈・清掃などの作業を行うこと。

### (1) 枯芝剥ぎ取り及び張芝

担当職員と実施箇所や数量等について協議の上、枯れた芝については枯芝剥ぎ取りを行うとともに、早期の活着を促すために表土（元地盤）1cm程度の耕起を行い、枯芝の除去や現場内運搬をしたうえで、良質芝（公園用）に張り替えること。

### (2) 草刈、清掃、施肥、灌水養生

作業時期等については、担当職員と協議し、当パークゴルフ場利用団体（澄川パークゴルフ同好会等）と連携するよう努めること。

### (3) 樹木冬囲い

駐車場周辺に植栽されている低木の冬囲いの撤去・設置を行う。

### (4) トイレ清掃

オープン前1回、期間中週1回、クローズ後1回の計17回、トイレ内部及び周辺の清掃を行う。

### (5) その他

例年、雪堆積場の融雪から利用開始日までの期間が極めて短いことから、張芝後は既設散水栓（水道料は雪対策室負担）を使用し、常駐して全面的な灌水を行うこと。

澄川パークゴルフ場管理として、一般廃棄物の処理量を報告する必要があることから、他の作業とは区分して処理量を提出すること。

## 14. (北地区) 「真駒内用水」及び「澄川1号用水」管理

河川維持補修計画に基づき、河川地（真駒内用水及び澄川1号用水）の適切な維持管理を目的に実施するもので、河川管理者（河川管理課及び南区土木部維持管理課維持係）が行う業務である。

道路管理や公園管理と一部重複する内容が含まれていることから、便宜的に当該業務に含んで委託することとする。当該内訳相当分については、当課維持係の指示によること。

### (1) 施行箇所及び面積等（概要）

#### 1 真駒内用水

- ・場 所：真駒内曙町1丁目ほか
- ・区 間：樋門（真駒内南町4丁目地先）から陸上自衛隊真駒内駐屯地（真駒内曙1丁目地先）
- ・管理延長：L = 2,300.22m
- ・河川草刈：S = 14,668m<sup>2</sup> ((5,140m<sup>2</sup>+2,194m<sup>2</sup>) × 2回)
- ・河川清掃：S = 16,220m<sup>2</sup> ((5,140m<sup>2</sup>+2,970m<sup>2</sup>) × 2回)
- ・巡回及び施設点検：7回（通水期間7ヶ月）

#### 2 澄川1号用水

- ・場 所：澄川3条3丁目ほか
- ・区 間：中の島澄川線（9567）から澄川あじさい公園まで
- ・管理延長：L = 828.38m
- ・草刈面積：S = 8,000m<sup>2</sup> (8,000m<sup>2</sup> × 1回)
- ・清 掃：S = 20,056m<sup>2</sup> (10,028m<sup>2</sup> × 2回)
- ・巡回及び施設点検：7回（通水期間7ヶ月）

### (2) 保守管理

- ・樋門開閉：真駒内用水については、事前に点検や清掃を行った上で、ゴルデンウィーク前に通水を開始すること。大雨警報が発令された場合には、真駒内自衛隊敷地内の流入超過（水溢れ）等を防ぐため、速やかに樋門の閉鎖を行うこと。警報が解除になった場合は、樋門口に流入した土砂を取り除いた上で、樋門を開けて速やかに通水を開始すること（夜間に実施する必要はない）。なお、通水終了は、11月中旬を目安とし、担当職員と協議の上で実施すること。
- ・巡視及び施設点検  
：真駒内用水の通水期間に合わせて、両用水の巡視、施設点検を行うこと。異常等が確認された場合には、担当職員に報告の上、指示を受けること。実施回数は上記概要のとおりとする。
- ・清掃及び草刈  
：所定箇所の清掃及び草刈を実施すること。実施回数は上記概要のとおりとする。

## 15. (北地区) 真駒内川緑地 BMXコース整備

(1) 利用者の安全性の確保と起伏のある特殊コースを維持することを目的に実施するものであり、年1回の実施を基本とし、作業員2.5名/回（全日）により実施する。

(2) 整備内容は、コース内の土砂流出箇所の整備や不陸整正（固く締まった表土を柔らかくする作業や、石レキ除去などを含む）、除草、コース外の清掃等を行なうこと。また、コース周辺の樹木下枝払いや施設の点検・軽微な処理等も併せて行うこと。

## 16. (北地区) エドワイン・ダン記念公園 池清掃

- (1) 池の中を含む池周りに設置された柵より内側の範囲の清掃を行うもので、池内のゴミや枯れ枝、落ち葉などの除去、周囲の雑草や水草除去などをおこなうものである。また、水深が浅くなつた箇所の土砂移動等の内容については、担当者と協議のうえ行なうこと。
- (2) 池清掃は年1回の実施を基本とし、作業員6名/回（全日）により実施するもので、施工時期については担当職員と協議のうえ決定すること。

## 17. (中地区) 豊平川緑地パークゴルフ場管理

- (1) 開放期間中、朝晩、駐車場門扉開閉と、適時フェアウェイへの散水作業を行うこと。
- (2) 開放期間：5月3日から11月3日まで（185日間）  
開放時間：6時30分から20時00分まで
- (3) 門扉の閉門に当たっては、駐車場内に車両がないことを確認したうえで、門扉の施錠を行うこと。成果品として写真提出の必要はないが、担当者が提出を求めた場合は確認できるように記録写真を撮っておくこと。
- (4) 門扉閉門時に、車両が駐車されたままの場合は、当課が支給する「注意（指導）文」を車両のフロントガラスワイパー部に挟めて指導するとともに、門扉の施錠は行わないこと。なお、違法・長期駐車のある場合は担当職員に報告し、指示を受けること。
- (5) フェアウェイへの散水は、原則定休日（毎週月曜日、祝祭日の場合は翌日火曜日）に実施し、前日までに現地看板にて告知すること。気温や降雨状況等により判断する必要があることから実施時期や回数は担当職員と協議により決定すること。

## 18. (南地区) 藤野公園 池清掃

- (1) 池取水や排出口の点検及び清掃等を行うとともに、池の中を含む池周辺部の清掃を行うもので、池内のゴミや枯れ枝、落ち葉などの除去、周囲の雑草や水草除去などをおこなうものである。また、水深が浅くなつた箇所の土砂移動等の内容については、担当者と協議のうえ行なうこと。
- (2) 池清掃は年2回の実施を基本とし、作業員5名/回（全日）により実施するもので、施工時期については担当職員と協議のうえ決定すること。

## 3－2 街路樹編

### 1. 街路樹維持管理作業

対象路線及び実施回数等については、街路樹維持管理台帳（各地区）に示された内容とする。なお、指定回数を実施できない場合は、事前に担当職員と協議すること。

### 2. 街路樹剪定

- (1) 剪定対象樹種は下記とする。ただし、その他の樹種については、担当職員と協議して実施すること。  
■年1回 ニセアカシア、プラタナス . . . (外来) 早生樹種
- (2) 担当職員から別途指示がない場合は、街路樹剪定技術指針（平成28年12月 みどりの推進部編）によるものとする。
- (3) 剪定作業を実施する前に、当該樹木の樹勢の確認を行い枯損・危険等の有無を判断すること。判断が困難な場合は、担当職員から指示を受けること、剪定の強さは、周辺施設等の立地状況を考慮すること。
- (4) 道路上作業は誘導員による安全対策を行なうこと。
- (5) 植樹枠・緑地帯に植え込まれている花苗等に考慮し作業を実施すること。
- (6) 剪定後の処理枝等は担当職員と協議し、処理施設等へ搬入すること。

### 3. ヤゴ取り

- (1) 年2回を基本とする。ただし、現場条件等により変更する場合があるので、実施回数・実施時期は担当職員と協議すること。
- (2) 可能な限り手でむしり取ることが望ましい。剪定鋏等を使用する場合は、根元や幹から除去し、切り口は手で触れても危なくないようにすること。その際下がり枝等も同時に除去し、樹木の衰退防止や歩行者の安全を図ること。
- (3) 対象樹種はニセアカシアとする。ただし、その他の樹種について道路・歩道の通行等に支障となる場合は、担当職員と協議して実施すること。

### 4. 人力除草

- (1) 土のやわらかい時に、ヘラや鎌を使って手で根ごと抜き取ること。抜き取った雑草は速やかに処理し、除草後は均し及び清掃を行うこと。
- (2) 実施回数は年2回を基本とし、実施時期は6、9月を基準とする。

### 5. 樹木補植

- (1) 樹木植栽は札造標に基づき作業すること。
- (2) 植栽する樹木の樹種・規格・支柱については、担当職員の指示によること。
- (3) 植栽場所については、歩道幅員・交差点からの離隔距離・植栽間隔・他の工作物との離隔距離等、現場条件に制約があるため、担当職員と協議をして決定すること。なお、現場状況に応じて、補植の予告看板を事前に設置することもあるため、担当職員から指示を受けること。

## 6. 樹花壇用花苗配布

- (1) 札総仕（街路樹編）のとおり、町内会等に花苗を納入し、確認書類を担当職員に提出すること。その他詳細は、担当職員から別途指示を受けること。
- (2) 花苗の種類は、インパチェンス・キンギョソウ・サルビア・ベゴニア・ペチュニア・マリーゴールドとする。
- (3) 花苗は、病虫害等の被害のない発育良好なもので、φ9cmポリポット入りとし、担当職員の指示により配布すること。

## 7. 街路巡視点検

- (1) 札総仕（公園編）のとおりであるが、点検結果については必要に応じて、別紙（様式51）により担当職員に提出すること。
- (2) 巡視点検以外で、荒天・警報発令等により担当職員から指示のあった場合は、速やかに巡視点検を実施し、その結果を別紙様式により担当職員に提出すること。なお、緊急点検を実施する箇所については、担当職員より指示を受けること。
- (3) 巡視点検の報告書に添付する写真管理基準は下記とする。なお、路線名及び巡視日が確認できるよう撮影すること。

### ■街路巡視点検

- ・異常箇所及び危険箇所がある場合は全路線、該当箇所（ただし、路線全体で異常がある場合は代表箇所とする。）
  - ・異常等がない場合は5路線毎に1箇所、路線全景
- (4) 通常の維持管理作業中においても、巡視点検チェックリスト（様式52）を意識し、異常がないかを確認しながら作業に当たること。
  - (5) 街路樹維持管理台帳のとおり全路線（法定外道路なども含む）全路線を対象に順次点検を行うこと。実施時期は下記を基本とし、実施日は担当者と協議のうえ決定すること。

■年12回（月1回） うち、8月については、徒步巡視とする

## 4. 様式

- ・様式4 1 公園パトロール報告書
- ・様式4 2 公園巡視点検チェックリスト（夏・冬期間）
- ・様式4 3 冬囲い（設置・撤去）報告書
- ・様式5 1 街路パトロール報告書
- ・様式5 2 街路巡視点検チェックリスト

## 公園パトロール報告書

樣式41

提出日

業務名	南区公園及び街路樹等総合維持管理業務	地区	現場代理人
実施日		回目	印

(現場代理人からの連絡事項)	(業務主任からの連絡事項)

## 巡視点検チェックリスト(公園 夏期間)

対象施設	点検項目	重点的に確認する内容
園内全体	投棄物	放置自転車・粗大ゴミ等の不法投棄物はないか ガラスの破片等の危険物・動物の糞は捨てられていないか
	利用マナー	ホームレス・私的所有物の放置・不法占用がないか 利用マナー(犬の放し飼い・ボール遊び等)は守られているか 不法駐車(車・バイク)が公園内にないか
園路・広場	園路 階段	舗装の欠損・クラック・根上がりによる転倒の危険性はないか 階段・インターロッキングの破損・段差による転倒の危険性はないか デッキ・枕木の腐食はないか 踏面・床面に不陸や水たまりはないか
	広場 グラウンド	広場に不陸や水たまりはないか グラウンドの整備用具はきちんと整理されているか 築山の土がえぐれて転倒の危険性はないか
植栽	樹木 生垣	倒木・枯損木・枯枝・枝折れはないか 腐食による危険木はないか 通行(園路・道路)に支障となる枝はないか 照明灯・看板にかかっている枝はないか 民地に越境している枝はないか 公園の見通しを悪くしている中低木・生垣はないか
	その他	カラス・ハチの巣はないか 害虫の発生はないか 不要または破損している支柱はないか 芝が枯れていないか
公園施設	全般	施設本体の破損はないか 腐食・腐朽による破損の危険性はないか 施設本体の突起・さざくれ・欠け・傾きはないか ボルト等の部材の欠損はないか 基礎の露出・傾き・ぐらつきはないか 個人名を特定できるような落書きはないか
	遊戯施設	遊具周辺に石・凸凹・ガラス等の危険物はないか 可動時に異音は生じていないか 砂場にゴミ・動物の糞は落ちていないか
	休憩施設	ゴミは散乱していないか
	管理施設	照明灯の不点・つきっぱなしはないか 点検口カバーの腐食はないか 看板の文字は読むことができるか ラミネートの看板の更新は必要ないか
	給水設備	施設本体の破損・欠損はないか 樹・散水ボックスに土砂等が堆積していないか 漏水はしていないか
	排水設備	側溝・トラフ・樹に泥・砂・落葉等が堆積していないか 施設本体の破損・傾き・欠損・ズレ・ガタツキがないか 勾配がきちんととれているか

## 巡視点検チェックリスト(公園 冬期間)

対象施設	点検項目	重点的に確認する内容
園内全体	全般	重機で雪入れをしていないか 遊具やフェンスの破損の可能性はないか 子供の道路への飛出しの危険性がある雪山はないか 隣地の屋根からの落雪で危険な場所はないか
植栽	樹木	倒木・枯損木・枯枝・枝折れはないか 樹木(主に針葉樹)に過度の積雪は無いか 樹木周辺の雪解けによる穴は生じていないか
公園施設	全般	施設本体の破損はないか
	遊具	冬廻いの破損・外れはないか チューブスライダー・土管等に閉じ込められる恐れはないか 遊具と周辺との積雪量の差による滑落の危険性はないか 支柱付近・吊橋の周辺に雪解けによる穴は生じていないか
	四阿	屋根に1m以上の積雪は生じていないか 雪庇やつららは生じていないか 四阿と周辺との積雪量の差による滑落の危険性はないか
	照明灯	照明灯のポール周辺の雪解けによる穴は生じていないか 照明灯のケーブルに触れることが出来ないか

## 冬用い(設置・撤去)報告書

樣式43

提出日

業務名	南区公園及び街路樹等総合維持管理業務	地区	現場代理人
実施日		回目	印

## 街路パトロール報告書

樣式51

提出日

業務名	南区公園及び街路樹等総合維持管理業務	地区	現場代理人
実施日		回目	印

(現場代理人からの連絡事項)	(業務主任からの連絡事項)
.....	.....
.....	.....

## 巡視点検チェックリスト(街路)

様式52

対象施設	点検項目	重点的に確認する内容
街路全体	全般	放置自転車・粗大ゴミ等の不法投棄物はないか ガラスの破片等の危険物・動物の糞は捨てられていないか 草刈の必要はないか
植栽	高木	倒木・枯損木・枯枝・枝折れはないか 腐食による危険木はないか 道路側に傾倒していないか 通行(歩道・道路)に支障となる枝はないか 歩行者・自転車に接触する恐れがある枝はないか ヤゴ・胞吹きが繁茂しているものはないか 信号・標識・街灯にかかっている枝はないか 民地に越境している枝はないか 見通しが悪いものはないか 不要または破損している支柱はないか 支柱の結束が食い込んでいる樹木はないか
		歩道・車道にはみ出しているものはないか 見通しが悪いものはないか
		切株による転倒の危険性はないか 切株の中心部が腐食して穴があいていないか
		カラス・ハチの巣はないか 害虫の発生はないか
		根上がりによる転倒の危険性はないか
		植樹枠の仕切石にズレ・ガタツキはないか
		補植可能な空枠はないか
植樹枠	全般	

### 以下参考

建築限界	車道側	4.6m	歩道側	2.6m	…	要枝上げ
交差点	手前	10m	奥	8m	…	補植不可
電柱・照明灯・標識等	離隔	3m			…	補植不可